

海外文献紹介

結婚外の子どもを守る新立法

(西ドイツ)



1949年制定されたドイツ連邦共和国憲法は、その第6章第5条に「結婚外の子どもは、結婚による子どもと同等な身体的精神的発達のための条件と、社会的地位を保証される」と定めている。

この条文が制定されてから20年を経た今日、やっとその約束を果たす具体的法律が定められることになった。

従来結婚外の子どもとその父親は民法上親族関係になく、父親は「養育者」という身分にとどまり、義務として課せられたことは、子どもが18歳に達するまで子どもの生活費の一部を負担するというだけであった。その負担の程度は母親の財産および収入の大きさにより決定された。子どもの姓は母親の娘

時代の姓であり、子どもの出生までにもし母親が結婚していた場合には母と子が異なる姓を名のこととなって、そのためだけでも子どもが結婚外の子どもであるということを必要以上に公表するという結果になっていた。また実際的に子どもの世話と教育にあたる母親に対して「親権」が与えられずに、そのかわり「児童相談所」(Jugendamt)が後見人になっていた。親権をもたない母親は、子どもの法律行為を代行できず、また子どもの金銭の管理も行なえなかった。

新立法の主旨は、これらの結婚外の子どもとその母親に関するすべての差別と劣等処遇をなくすことであった。この法律の成立後は、子どもは母親がその子どもの出産のとき

に名のっていた姓を名のことになる。母親には完全な親権が与えられる。国会での法案の審議においては、児童相談所による後見人制度にかわるものとして、同相談所による補佐制度を設けようという動きもあったが、参議院の猛烈な反対により成立しなかった。反対の理由は、このような補佐制度は離婚した母親が子どもを養育する場合にも義務づけられていないということから、この制度の制定そのものが結婚外の子どもをもつ母親を差別する以外のなにものでもないという理論によるものであった。結局、国家での審議の結論は、調停委員会の提案した、児童相談所は財産管理に関する次の3つの場合に限り権限を有するという事になった。その3つの場合とは、1、父親の確定、2、父親に対する生活費の請求、3、相続権に関してである。

父親の経済的負担の義務の拡大

新立法により、父親が子どもの生計費を負担する義務はいっそう大きくなった。子どもの生計費の負担額は、ただ母親の経済状態だけを考慮して定められるのではなく、父親の

経済状態も問題とされるようになった。また結婚外の子どもが職業教育の途中にある場合には、子どもが満19歳に達した後も父親の生計費の援助は続けられる。さらに結婚外の子どもも父親の財産相続権を得るようになった。しかし、もし子どもが21歳と27歳の間に一定額の一時金、それは過去5年間の平均年間養育費の3年分であるが、それを請求すれば、それをもって財産相続権は消滅する。

相続問題が、新立法制定上でもっとも論議の多いところであった。すべての点を明確に規定することはもちろんできなかったが、次の司法会議では民法上の相続権の規定がもう一度再検討されるべきであるということで見解は一致した。原則的考え方として承認されたことは、

1. 結婚外の子どもにも相続権が与えられるべきである。
2. 結婚による子どもと結婚外の子どもに形式的にまったく同等の権利を与えることは、それぞれの生活条件が等しくないために、結婚外の子どもにとっても決して最良の解決策ということとはできない、と

いうことであった。

法律は問題をすべて解決 しつくすものではない

憲法に保証された権利を守るためには、法律の制定だけでは不十分なことはいうまでもない。アレンバハ市の調査で市民の82%が「結婚外の子どもも結婚による子どもと等しく取扱われねばならない」という意見に同意を表わした。しかし実際の社会は決してその数字が示すほど自由主義的でも啓蒙的でもない。結婚外の子どもと母親の社会における劣等的処遇と不利益は、決して小さいものではない。

一般に結婚関係以外で子どもを持つ母親については、その道徳性の立場から非難が浴びせられる。しかし実際にはこのような事態は、むしろ正しい性教育の欠如による場合も多い。このような母親の55%が子どもの父親と知合ったとき、妊娠を避ける知識を全然もっていなかった。

また、これは一般通説の見解に反することであるが、アレンバハ市の調査では母親の

多くは子どもと愛情に満ちた関係を持ち続け、87%が子どもといっしょに生活し、両親のもとで子どもとともに暮している母親は44%もいた。母親の両親は、娘のそのできごとを知らされた当初はショックを受け動揺を示したが、その時期が過ぎれば多くの場合赤ん坊の養育のために積極的に援助した。

子どもの養育を行なう必要に迫られて、82%の母親は外に働きに出ていた。これを一般既婚の婦人労働者にくらべると、その率は2.5倍以上も高くなっている。この事実によっても、結婚外の子どもはそうでない子どもにくらべて不利な条件にある。しかもなによりも母親自身も子どもの側において、子どものためにもっと多くの時間を持ちたいと望んでいるにちがいない。

これらのことをすべて考え合わせてみると、この新立法の成立は、まだ結婚外の子どもとその母親の涙をすっかりぬぐい去るものではなくて、これによって改革と改善の第一歩を踏出したばかりだといわなければならない。とくに母親の妊娠中と子どもが満1歳に達するまでの母子の保護と援助が必要であ

る。なぜならばこの時期に母親に課せられた精神的苦悩は、ときとして子どもの生命に危険を及ぼすものだからである。

Deutscher Sozialbericht Nr. 7/8. 1969.
S. 27-30

(春見 静子 上智大)

社会事業教育に新しい方向

— 専門大学 (Fachhochschule) の設置をめぐる —

(西ドイツ)



1. これまでの発展と新しい方向

ここ数年来、社会事業学校制度の根本的な改革が必要であるということが主張され続けてきたが、このほど技師 Ingenieur の養成が専門大学 Fachhochschule のレベルに格上げされて、そこで行なわれるという見通しが確実になったために、その制度の社会事業学校への適用をめぐる問題はさらにいちだんとクローズアップされるようになった。

1967年から8年にかけて、社会事業学校協会、職員・労働者組合、学生会組織は社会事

業学校の向うべき方向として、いままで技師養成校につけられていた名称「アカデミー」を社会事業学校（「専門学校」の名称で呼ばれている）にも適用させようという方針で運動を進めてきた。「アカデミー」という名称は1968年1月18日専門学校と単科大学 Hochschule の中間に位置するものとして正式に文部省会議で決議された。社会事業学校の学生たちは、この専門学校からアカデミーへの格上げ要求を掲げて、1968年4月から5月にかけて授業放棄を行なった。しかし、その授業

放棄も終わらないうちに、この要求そのものがそれほど興味のあるものでなくなってしまった。それは技師の養成をさらにもう一段高いレベルの専門大学 Fachhochschule で行なおうという提案が、ハンブルクとノルトライン・ウエストファーレンの両県議会に持ち出され、新しい法案が審議されることとなったからである。そして1968年7月5日の県知事会議では、技師養成校およびそれに準ずる学校を単科大学 Hochschule と同じレベルの専門大学 Fachhochschule に昇格させるという統一的な見解が発表され、同年10月30, 31日の両日ハンノーバーで開催された県知事会議は「専門大学の分野に関する規定」を採択した。それによると、「専門大学は、専科大学の中の特別な組織であり、学生をある一つの公に認められる専門分野に向けて養成する。そこでは学問的に基礎づけられた職業教育を行なう」ということである。入学資格は単科大学の入学資格に等しく、養成年数は3年間である。関連のある学問領域については、単科大学の然るべき学科に籍を置き研究を続けることができる。養成課程は国家試験、な